



法人税：平成31年3月期決算における 実務ポイント

UHY Tax ニュースレター / 2019年3月

I. 所得拡大促進税制

1. 大法人のケース

改正後の要件(1)から(2)を満たすこと

- (1) 平均給与等支給額が前事業年度から3%以上増加
(平均給与：当年 \geq 前年 \times 103%)
- (2) 国内設備投資額が当期減価償却費の90%以上
(設備投資額 \geq 減価償却費の9割)

2. 中小法人のケース

改正後の要件(1)を満たすこと

- (1) 平均給与等支給額が前事業年度から1.5%以上増加
(平均給与：当年 \geq 前年 \times 101.5%)

3. 改正後の要件 税額控除

(当年の給与総額-前年の給与総額) \times 15%が控除されます。
更に上乗せの要件に該当した場合は
(当年の給与総額-前年の給与総額) \times 25%が控除されます。
(大法人の場合は20%の税額控除)

※ 上乗せの要件とは

平均給与等支給額が前事業年度から2.5%以上増加かつ次のいずれかを満たすこと

- ・教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

II. 研究開発税制の拡充

1. 中小企業者等が試験研究を行った場合の税額控除
2. 中小企業者等向けの中小企業基盤強化税制
3. 平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除制度(高水準型)
4. 試験研究費の範囲の見直し

III. 設備投資促進税制

生産性向上先端設備の導入と固定資産税の減免

先端設備等導入計画の認定を市町村から受けた中小企業は、償却資産に係る固定資産税が3年間、0-1/2軽減する。

IV. 税務手続の電子化の促進

1. 電子申告の義務化

大法人(内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社)は、平成32年4月1日到来する事業年度から電子情報処理組織による提出が義務づけられる。

2. 添付書類制度の合理化

財務諸表及び勘定科目内訳明細書についても、電子申告が義務付けられる。

3. 自署押印制度の廃止

法人税、地方法人税及び復興特別法人税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度が廃止される。

V. 欠損金の繰越控除と繰戻還付

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の控除に関する限度割合は、事業年度開始日が、平成30年4月1日以降の場合、平成31年3月期は、50/100が控除限度割合である。

VI. 中小法人判定の見直し

大法人が出資するグループ企業中の中小企業については、直接の法人が大法人でなくても(間接所有の場合)、中小企業には該当しない。その結果、軽減税率などの恒久的な制度以外、交際費損金限度額、投資減税などの租税特別措置法の時限的な政策税制が該当しなくなる。

VII. 制度の廃止及び延長

- (1) 出版業などを営む事業者は、返品調整引当金廃止に向けて、約3年間の猶予期間とその後、約9年間の段階的に繰入額を縮小する経過措置が採用された。
- (2) 割賦販売を行っている事業者は、延払基準につき一定の経過措置の経過後、廃止される。今後は、割賦販売契約であっても、商品の引き渡し時点で売上に計上する。ただし、ファイナンスリースについては、現行の取り扱いが継続される。

VIII. 法人税率の引下げ

平成31年3月期の法人税率は、23.2%である。

当該ニュースは、改正税制のすべてを網羅したものではなく、重要性が相対的に高いと判断したものをピックアップしました。ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

